

別段預金口座への振替と相殺禁止

～東京高判令和5年5月17日判決(金融・商事判例No.1685号26頁)～

堀江 悠真
Yuma Horie

PROFILEはこちら



第1 はじめに

本件は、破産会社の顧客から被告銀行の破産会社名義の普通預金口座への振込入金を、被告銀行が破産会社との合意に基づき同口座から別段預金口座へと振り替え、その後貸金債権を自働債権とし上記預金債権等を受働債権として対当額で相殺するとの意思表示をしたことが、破産法71条1項2号に定める相殺禁止に抵触し無効とならないかが争われた事案です。

原審(東京地裁令和4年11月9日判決(金融・商事判例No.1666号23頁))では、被告銀行による相殺が破産法71条1項2号に該当しないとの判断がなされていたところ、控訴審(本件)でも原審の判断を維持し、破産管財人からの控訴を棄却しました。

以下では、控訴審における破産管財人による補充主張及

びこれに対する判断を中心に説明するとともに、本判決に対する若干の考察を述べます。

第2 事案の概要

1 当事者

本件の当事者は以下のとおりです。

X(控訴人(原告)):破産会社Zの破産管財人

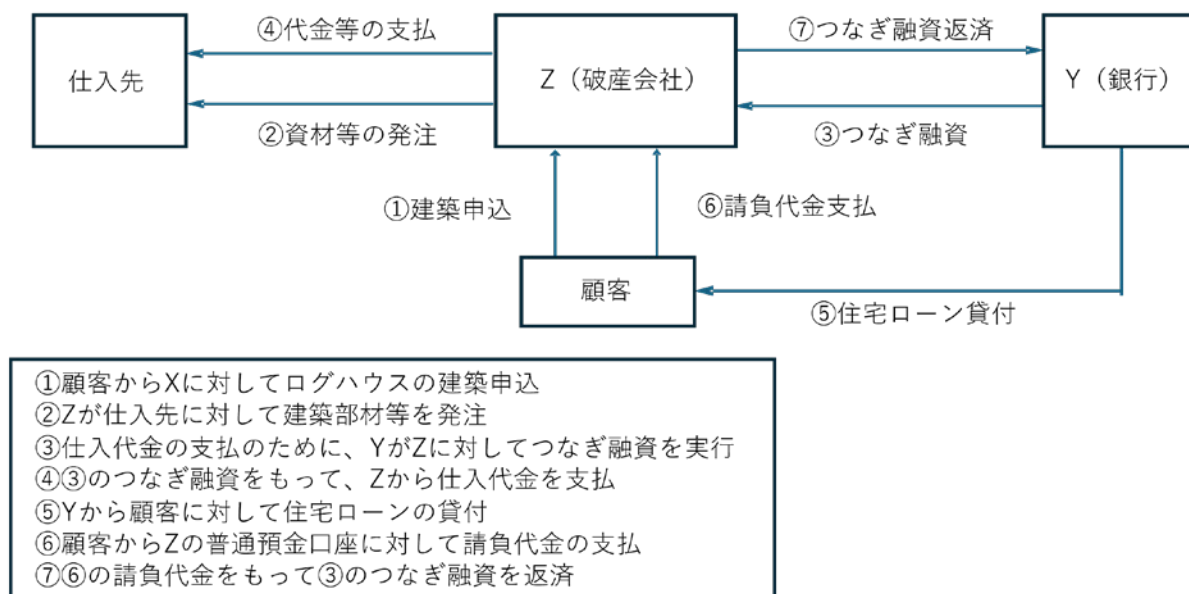
Y(被控訴人(被告)):破産会社Zとの間で銀行取引を行っていた銀行

Z(破産会社):建築工事及び土木工事の請負等を目的とする株式会社であり、ログハウスの販売事業等を営んでいた。

2 Zの平時の取引

Zの平時の取引は概要以下のとおりです。

Zの平時の取引



3 時系列

本件の時系列は概要以下のとおりです(原判決からの引用)。

【平成30年1月31日】

・YはZに対して1億5000万円の手形貸付を行った(弁済期:同年6月29日)(「本件貸金債権」)

【同年10月16日】

・ZがYに対して借入金のリスケジュールを要請

・上記リスケジュール要請に対して、Yは、Zの顧客からZに対する請負代金の支払として普通預金口座(「本件普通預金口座」)に振込入金された時点で、同入金額を別段預金口座(「本件別段預金」)へと振り替えることで融資残高維持の要請に応じる旨を告げ、Zはこれに合意した(「本件合意」)

【同年10月26日～12月7日】

・Zの顧客からの本件普通預金口座に対する振込入金のうち、9082万1979円を別段預金に振り替えた(「本件振替行為」)

・その後、本件別段預金のうち、4898万円について定期預金口座(「本件定期預金」)に振り替えた

※Xは、Zが同年10月26日よりも前に支払不能であり、Yが、同日当時、Zの支払不能について知っていたと主張

【平成31年1月9日】

・Yは、Zに対し、平成30年12月19日をもって、本件貸金債権の内金たる元利金9082万2536円(自働債権)と、本件別段預金、本件定期預金及び利息の合計9082万2536円とを、対当額で相殺する旨を通知(「本件相殺」)

【令和元年7月26日】

・Zについて破産手続開始決定がなされ、Xが破産管財人に選任された

第3 本件の争点及び裁判所の判断

1 争点

本件では、Yによる本件相殺が破産法71条1項2号により無

効となるか否かが争点となりました。より具体的には、本件振替行為が財産処分行為に該当するか、本件合意によってYがZに対して新たに「債務を負担した」といえるかが争点となりました。

破産法71条(相殺の禁止)

1項 破産債権者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

二 支払不能になった後に契約によって負担する債務を専ら破産債権をもってする相殺に供する目的で破産者の財産の処分を内容とする契約を破産者との間で締結し、又は破産者に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより破産者に対して債務を負担した場合であつて、当該契約の締結の当時、支払不能であつたことを知っていたとき。

2 原審の判断

原審は、概要以下のとおり述べた上で、本件相殺が破産法71条1項2号に抵触せず、有効であるとの判断をしました。

✓本件合意に基づき行われた本件振替行為は、取引条件等を変更することにより、本件普通預金口座に係る預金の拘束性を高めるものといえるので、本件合意は、取引条件等の変更に係る財産処分契約に当たると解する余地がある。

✓しかしながら、本件普通預金口座には、平成30年10月26日から同年12月7日までの間に、平時における取引と同様に、顧客から請負代金の支払としての振込入金があり、同振込入金が本件普通預金債務の負担原因となっているものである。

✓したがって、本件合意が財産処分契約に該当すると解したとしても、本件別段預金は、顧客からの振込入金によってYが負担した本件普通預金債務の取引条件等が変更されたものにすぎないから、本件合意により債務を負担した場合には当たらない。

✓なお、Yは、本件普通預金口座に振込入金された各金銭の全部又は一部を、当該各振込入金の直後に本件別段預金へと振り替えているところ、本件貸金債権の弁済期は同年6月29日であるから、本件貸金債権と本件普通預金債務に係る債権とは上記各振込入金がされた各時点で既に相殺適状にあり、Yには相殺に対する期待が生じていたのであって、実際にも、Yが同日時点で相殺することが可能であったものである（本件普通預金口座は、本件別段預金と異なり、Xが自由に払戻を求めることができるものであるが、Yは、Zが払戻請求をした場合には、直ちに相殺の意思表示をしたというべきである。）。

3 控訴審での補充主張及び裁判所の判断

(1) 控訴審での補充主張

Xは、控訴審において、概要以下のとおり主張を補充しました。

①本件は振替指定がされた第三者の振込の事例であること

✓本件は、新たに本件別段預金に係る債務を発生させる準消費寄託の合意、すなわち、振込に関して振替の指定がある事案であって、Zが顧客から受けた請負代金の弁済金を別段預金口座に振り込んだものと同視することができ、その財産処分契約該当性を肯定すべきである。

②本件普通預金債務と本件別段預金債務に係る債務とは別個の債務であること

✓預金者が自由に払戻等を行うことができる普通預金、預金者が自由に払戻等を行うことができない別段預金及び契約上分割払戻が制限され利率が高い定期預金は、それぞれ異なるものであるから、Yの本件普通預金債務、本件別段預金に係る債務及び本件定期預金に係る債務は、いずれも別個の債務であると解すべきである。

③本件合意の実行において本件普通預金口座は通過点にすぎず、Yにおいては普通預金債務を現実には負担していないこと

✓本件合意の実行場面では、顧客からの振込入金と同時に本件振替行為が行われたものであって、本件普通預金口座は通過点にすぎず、Yが上記振込入金に係る普通預金債務を現実には負担していなかったことからすれば、上記振込入金を債務負担の原因と捉えるべきではない。

(2) 裁判所の判断

控訴審は、原審の判断を引用した上で、本件相殺が破産法71条1項2号には該当しない旨の判断をしました。また、控訴審での補充主張に対しては、以下のとおり判示しています。

✓確かに、本件合意に基づき行われた本件振替行為は本件普通預金口座に係る預金の一部を本件別段預金へと振り替えるものであり、取引条件等を変更することにより本件普通預金口座に係る預金の拘束性を高めるものであるから、本件合意は取引条件等の変更に関する財産処分契約に当たると解する余地のあるものといえるが、本件普通預金口座には、平成30年10月26日から同年12月7日までの間に、平時における取引と同様に、Yから住宅ローンの実行を受けた顧客からの請負代金の支払としての振込入金があり、同振込入金が本件普通預金債務の負担原因となっているものであって、そうであれば、本件合意については、上記のとおりYが負担した本件普通預金債務について、その取引条件等を変更して預金の拘束性を高めるものではあるものの、このことをもって、上記顧客からの請負代金の支払としての本件普通預金口座への振込入金という債務の負担原因についてまで変更されたものと解することは困難であるといわざるを得ず、したがって、本件合意が財産処分契約に該当すると解したとしても、本件別段預金は顧客からの振込入金

によってYが負担した本件普通預金債務の取引条件等が変更されたものにすぎないから、Yが本件合意をすることによりZに対して債務を負担したものとみることはできず、本件合意については、破産法71条1項2号に規定する場合には当たらないというべきである。

第4 本判決の意義・考察

破産法71条1項2号の財産処分契約(＝破産者の財産の処分を内容とする契約)の意義については議論があるところ、本判決は、本件振替行為が預金の拘束性を高める行為であるとして財産処分契約に該当すると解する余地があるとした点

で意義があるといえます。

他方で、本判決は、本件振替行為は顧客からの振込入金によってYが負担した本件普通預金債務の取引条件等が変更されたものにすぎず、本件合意によってYがZに対して債務を負担するものではないとして破産法71条1項2号の該当性を否定しました。もっとも、本判決(原審を含む)は、本件振替行為の対象となった本件普通預金債務について、既にYに相殺の合理的な期待が生じていたことを前提とした判断と思われるため、そのような相殺への合理的期待が認められない場合にも、本件振替行為が常に債務負担原因とならないことまで判示したものではないことに留意が必要かと思われます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】